

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K00233

研究課題名(和文) フランスにおける行政主導の音楽政策萌芽期の研究(1936-58年)

研究課題名(英文) A study of the music policy in France between 1936 to 1958

研究代表者

田崎 直美 (TAZAKI, NAOMI)

京都女子大学・発達教育学部・教授

研究者番号：70401594

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、従来の音楽政策史では着目されてこなかった、フランス人民戦線内閣期から第四共和政期まで(1936-58年)をフランスの「音楽政策萌芽期」と仮定した。その上で、公文書等の史料調査より、この時期の政府が主導した音楽政策の内容と実態を「文化的威光の発信」と「音楽家(知識人)の救済」という二つの観点を軸に検証し、現在の音楽政策へ至る過程で果たした役割や歴史的意義を考察した。その結果、上述の二つの政策目標が対象時期における政治体制の変化によって主導的な国家機関、制度、アクター等を変えながら第五共和政初期まで継承された系譜が、明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来は、現在に至るフランスの音楽政策は第五共和政期(特に1966年以降)に始まることが定説となっていたが、本研究により、「音楽政策萌芽期」が存在すること、そしてこの時期の動きが1966年以降の動きに影響を与えている可能性があることを、具体的に明らかにすることができた。

特に本研究では、「音楽政策萌芽期」に生まれた1)音楽政策を巡る省庁間連携及び役割分担、2)音楽家の質保証に関する制度改革、3)政府による民間アクターの効果的活用、など、従来指摘されてこなかった新たな視点・要素を見出し、これらが1966年以降の音楽政策に大きな影響を与えている可能性を指摘することができた。

研究成果の概要(英文)：Assuming the “embryonic period of French music policy,” that is, the period from the French Popular Front to the Fourth Republic (1936-1958), this study examines characteristics of the music policy initiated by the governments during this period from the two perspectives of “cultural prestige” and “relief of musicians (intellectuals),” and considers their roles and historical significance.

As a result, it became clear that the two policy goals were inherited to the early Fifth Republic, changing the leading state institutions, systems, actors, during the period as the political system changed.

研究分野：音楽学(西洋音楽史)

キーワード：音楽 フランス 文化政策 20世紀 芸術 文化省

## 1. 研究開始当初の背景

第三共和政期以降のフランスでは、ファシズムに対抗した左派連立政権である人民戦線内閣(1936-38年)が、音楽分野に国家として大きく介入した最初の政権とされる。特に人民戦線内閣は、一部の権威ある機関を支援するだけでなく、広く人民と音楽文化を結び付けることを目標とし、「文化の家」を通じて「人民音楽連盟 Fédération Musicale Populaire」を公的に支援した<sup>1</sup>。さらに、恩恵を職のない作曲家の援助およびフランスの芸術遺産の保護のために、芸術局による作品委嘱制度も開始(1938年5月)している。

第二次世界大戦時にナチス・ドイツに占領されたフランスでは、反共和政・反共産主義を掲げるヴィシー政権(1940-44年)の時代となる。未曾有の財政難にもかかわらず、この時期の国家は音楽分野に大きく介入し、音楽的な文化遺産の保護とともに、フランス人の新作上演を条件として音楽関連諸団体への補助金を増額している<sup>2</sup>。これはフランス音楽にて文化的威光を発信することで国民の士気を高めるとともに国際社会にて尊厳を保つためであった。同時に、申請者の研究から、国家が新たな失業対策を打ちたてるなど、自国の音楽家救済にも関与していたことが判明している。

戦後の音楽政策史については、フランスが文化省を設立して大規模な文化政策を実施する第五共和政期以降(今日に続く音楽政策の基盤ができるのは1966年以降)<sup>3</sup>が中心となる。その前の第四共和政期(1946-58年)については、これまで音楽政策に関する研究がほとんどなされていない。ただし申請者は、戦後に国営化されて一局独占状態となった情報省管轄下の「フランス国営ラジオ局 Radiodiffusion (télévision) française (RTF)」が、積極的な音楽番組制作とフランス人作曲家への作品委嘱、専属オーケストラによる演奏の場の創出を通して、フランス人音楽家を保護すると同時に、国内外へフランスの音楽文化の威光を発信していたことに注目してきた。

フランス人民戦線内閣期に始まった行政主導の音楽政策は、ヴィシー政権期、第四共和政期に修正が施されながらも実質的に継承されているのではないか。そこには常に「文化的威光の発信」と「音楽家(知識人)の救済」という二つの役割が併存していたのではないか。これが、研究開始当初の学術的背景及び問題意識である。

## 2. 研究の目的

本研究は、フランス国家が音楽政策に力を入れ始める人民戦線内閣期以降で、今日に続く音楽政策の基盤ができる第五共和政期以前の時期(1936-58年)を、フランスにおける「音楽政策萌芽期」と位置付ける。その上で、音楽政策の内容および実態を諸制度との関係において検証し、現在の音楽政策への過程で果たした役割や歴史的意義を考察することを目的とする。特に本研究では、「文化的威光の発信」と「音楽家(知識人)の救済」という二つの政策目標を、考察上の主な観点とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、主に国民教育省の下部組織であった「芸術局」における音楽政策について、フランス国立公文書館 Archives nationales (Pierrefitte-sur-Seine : France) が保管する史料を中心に体系的に調査する。そして、三つの異なる政権時(人民戦線内閣期、ヴィシー政権期、第四共和政期)に実施された音楽政策について、それぞれの政権期間ごとに調査・考察を行い、最後に比較検討を行う。政策対象としての音楽のジャンルは、伝統的な芸術音楽を中心とする。

## 4. 研究成果

### (1) 「音楽政策萌芽期」におけるラジオでの音楽放送と音楽政策との関係性、及びその変遷について(2019年度)

#### 人民戦線内閣期(1936-38年)

まずラジオ政策を司った機関による音楽政策を調査した結果、人民戦線内閣期の郵政・電信電話省の大臣(ジャルディリエ)が国家のラジオ局への政治的介入を強化し、制度面においても音楽政策においても国家管理色を強めたことが判明した。そして特にパリの国営ラジオ局は、労働者階級にもハイ・カルチャーを届けて文化的教養を身につけさせようとする「大衆教育・啓蒙」を

<sup>1</sup> FULCHER, Jane F., 1995, "Musical style, meaning, and politics in France on the eve of the Second World War", *The journal of musicology*, vol.13, no.4, pp. 425-453.

<sup>2</sup> HAUTECEUR, Louis, 1948, *Les Beaux-Arts en France, passé et avenir*, A. et J. Picard et Cie., pp.246-247.

<sup>3</sup> 永島茜 2010 『現代フランスの音楽事情』大学教育出版、p.10, 52-53.

目的として、フランス人作曲家による高い質の「芸術音楽」の放送を大幅に増やしていた。一方、同じ時期の音楽政策を司る機関である芸術局でのラジオ政策をみると、芸術局が主導してラジオ局と連携した音楽政策を行うべきである、という案が芸術局で検討されていたことが判明した。そこでは、ラジオでの音楽放送を学校で用いる音楽教材とすることで「国民教育」に役立てること、音楽家の失業問題解消策の一端として音楽家をラジオ放送用に直接雇用すること、が言及されていた。音楽のラジオ放送と生演奏との住み分けの必要性にも言及している。

戦時下（1939-40年）及びヴィシー政権前期（1940-42年）

戦時下においてフランス本土の全ての国営ラジオ局は集約・一元化されて Radiodiffusion nationale (RN) となる（1939年7月29日）。RNは首相の直接管理下に置かれ、統一の取れたプロパガンダのために国家による検閲を経た単一番組を放送した。本研究はラジオ放送高等委員会音楽部門議事録の調査より、この時期に芸術局とRNが音楽番組の審議にて連携可能な体制となっていたことを明らかにした。方針をみると、「大衆教育」という人民戦線内閣期の国営ラジオ局の方針の継承に加えて、フランス音楽の威光の表明、もしくは政治的プロパガンダが、音楽番組に色濃く反映されている。後者は外国を意識して自国の優位性を積極的に示そうとする新たな方針である。しかしドイツ占領下のヴィシー政権期においては、不利な条件のもとで聴衆を獲得する必要性から気晴らしの提供に配慮する必要性が高くなった。それでも国立管弦楽団(RN附属オーケストラ)による芸術音楽番組は、フランスの文化的・歴史的威信の誇示や、戦争捕虜への支援を呼びかけるキャンペーンの一環として、フランス人作曲家(特に存命作曲家)による芸術音楽を多く放送している。

一方で本研究からは、1940年夏から1942年秋の間に芸術局とRNとの連携が失われたこと、それでも「音楽職業組織委員会」委員長でピアニストのA.コルトーが、芸術局とRN芸術部門との連携再開にむけて奔走していたことが判明した。しかし再開直前にフランス全土がドイツに占領された（1942年11月11日）ために結局実現しなかったことが推測される。

現段階の結論として、人民戦線内閣期にはラジオ政策においても芸術政策においてもフランスの良質な芸術音楽が推奨されたが、それは「大衆・国民教育」のためであり、芸術音楽のラジオ放送による「文化的威光の発信」政策が強まるのはナショナリズムの高揚した戦時下及びヴィシー政権期であることが明らかになった。他方で「音楽家(知識人)の救済」という側面は、人民戦線内閣期の芸術局でラジオ政策と関連付けて論じられており、当時検討された政策が作曲家への作品委嘱制度だけではなかったことが明らかになった。

「文化的威光の発信」と「音楽家(知識人)の救済」の観点はともに、戦時下及びヴィシー政権期を経て先述の第四共和政期のフランス国営ラジオ局(RTF)に引き継がれた（「1. 研究開始当初の背景」）が、第四共和政期にはそれまで試みられてきたラジオ局の政府機関(情報省)と芸術局(国民教育省)との間の連携はみられない。国家予算の配分は圧倒的に芸術局よりも国営ラジオ局の方が大きかったことを鑑みると、第四共和政期のラジオ局は音楽政策に関して事実上、芸術局の機能を吸収合併した形で展開した可能性が指摘できる。

(2) 「音楽政策萌芽期」における音楽政策とアクターとの関係性の考察（2020年度、補足：2021年度、2023年度）

人民戦線内閣期（1936-38年）からヴィシー政権期（1940-44年）

この時期には国家の方針と相性の良い民間の文化協会が国家から財政的な支援を受けて活動する、という協力関係があり、実質的な企画運営(民間団体)と資金援助(国家)という役割分担が不文律ながら確立していたこと、そのために国家は自ら制度や政策を整備する必要性に迫られなかったこと、が先行研究で指摘されていた<sup>4</sup>。本研究は、従来着目されていなかった音楽分野にもこの構図が当てはまることを、「文化組織が企画し、政府が出資した、大規模文化行事」（『7月14日』（1936年）、及び『フランスの乙女のためのポルチコ』（1941年））における音楽の役割、及び音楽政策との関連性の検証から明らかにした。

両時期は政治体制が大きく異なるにもかかわらず（前者は左派連合政権、後者は極右政権）、調査より次の3つの共通点が判明した：1) 個人主義でも全体主義でもない「共同体」としての理念を外的イデオロギーから防御する、という政府の文化目的が共通して存在し、その実現に向けて主導的役割を果たす文化組織・行事に対して政府が積極的に資金援助をする政策をとったこと、2) この「共同体」理念を体現する大規模文化行事において、質の高さの示威、複数の音楽家がそれぞれの個性を尊重しつつ、同じ目標に向かって協働する「集団的努力」と共同体の重視、人民の連帯の重視、という三つの指標が、音楽創作・上演に意図的に反映されていたこと、3) 音楽に期待されたのは、専門家が大衆を教育・啓蒙して高質な音楽を普及させ、彼ら

<sup>4</sup> DUBOIS, Vincent, 1999, *La politique culturelle: Genèse d'une catégorie d'intervention publique*, Paris : Éditions Belin, 152-154.

の嗜好を高めること、及び、現代風に編曲した民謡の合唱曲にてフランス文化の伝統を継承し、「人の声」を通じて人々の連帯を強化すること。

人民戦線内閣期には「人民音楽連盟」(FMP) が、ヴィシー政権期には「若きフランス」(JF) が、こうした文化ナショナリズムのイデオロギー、国内向けの「文化的威光の発信」を実行に移していた。一方で「音楽家(知識人)の救済」の観点からみると、人民戦線内閣期には今回対象とした大規模文化行事が「社会事業」や「公共サービス」と位置付けられていたこと、ヴィシー政権期には今回対象とした大規模文化行事の実施団体 (JF) が別の機会に政府機関と連携して実施した大規模文化行事 (オネゲル作曲《火刑台上のジャンヌ・ダルク》南フランス巡演) で音楽家を含む知的失業者救済につなげていること、が確認できた。

#### 第四共和政期 (1946-58 年)

この時期にも「民間諸組織と国家との協力関係」構図は継続したが、民間団体は単なる省庁の行動部隊・連絡調整役に留まらず、政府の外から現状の修正を積極的に働きかけたこと<sup>5</sup>、しかし音楽分野では、外郭団体の政府への働きかけ以上に行政側 (RTF) の音楽政策とその実施の方が影響力をもったこと<sup>6</sup>が、先行研究から指摘されている。しかし本研究がこの時期の音楽教育制度に関して調査した結果、音楽の専門教育 (音楽院・音楽学校) や公教育での音楽活動とは別に、「フランス音楽青年団 (JMF)」が高校・大学生を対象に「芸術音楽の鑑賞教育」で重要な役割を担っていたことが判明した。なおこの JMF は 1942 年にヴィシー政権の国家音楽宣伝委員会の中に発足し、パリ解放後は民間団体となるが、本質的な活動内容はヴィシー政権期から変化していないうえ、戦後は外務省からの多額の補助金のもとで積極的に国外ネットワーク作りを行っていたことも判明した。このことから、JMF は国内では人民戦線内閣時に掲げられた芸術音楽による「国民教育」を、その一方で国外向けにはフランスの「文化的威光の発信」を行っていたことが明らかになった。

#### (3) 「音楽政策萌芽期」の音楽政策と、M.ランドスキが文化省「音楽課」及び国民教育省で実施した音楽政策 (1966-77 年) の比較考察 (2021 年度, 2022 年度)

第五共和政最初期の音楽政策 (M.ランドスキが実施) について先行研究より整理し、本研究の二つの観点より比較した結果、「音楽政策萌芽期」の音楽政策との類似性、連続性が確認できた。

まず、ランドスキの政策では、優れた特権的演奏団体として「パリ管弦楽団 l'Orchestre de Paris」を公的に設立して (1967 年) フランスの音楽的威信を内外に発信する源を集中させた点が、ヴィシー政権期及び第四共和政期の「文化的威光」のあり方と類似する。また「音楽家(知識人)の救済」については、ランドスキの音楽政策の柱である「10 年計画」(1969 年) が、フランス全土に音楽家の雇用を創出して失業問題の解決を図るとともに、フランス音楽界を支える人的基盤を厚くして音楽文化を活性化させる公共事業としての性格を持つ点が指摘できる。この方法は非常に短期間ではあったが、ヴィシー政権期の失業対策庁 (1940-42 年) およびパリ市芸術総監 (1942 年) がフランスで初めて導入した演奏会事業との共通点が多い。従って、ヴィシー政権期の試みが第四共和政期中断を経て第五共和政初期に実現した、と捉えることも可能である。

一方で、ランドスキは音楽家の失業対策の一環として、将来の「聴衆」となる音楽愛好家たちや、愛好家たちを育成する音楽教師の育成をめざして大幅な音楽教育改革に着手した。この観点は「音楽政策萌芽期」の行政側にはまだない。しかし本研究の史料調査から、ヴィシー政権期に A.コルトーは国民教育省でフランスの音楽教育再編を計画していたこと、その計画とランドスキによる音楽教育計画を比較すると、1)国の施設で音楽教授職に就く際の資格制度の設立、及び 2)音楽教育の機会均等への配慮、に類似性が確認されることが判明した。これにより 1960 年代後半に始まるフランスでの大規模な音楽教育改革は、少なくともヴィシー政権期には政策を担う立場の人物から重要な課題としてすでに認識されていたことが指摘できる。

さらに、ランドスキは政策の前提として、質の高い芸術音楽によるフランスの「文化的威光の発信」とフランスの「音楽家(知識人)の救済」は互いに密接に関連するものとして捉えていることが指摘できる。彼は、フリーランスの音楽家たちが置かれた不利な雇用契約など、音楽界の職業上の負の構造を国家介入によって断ち切り、レコードやラジオ・TV などのメディアの発達にもかかわらず「生演奏」とアマチュアを含む「様々な音楽活動」を擁護することで、国民全体の音楽教育レベルを底上げし、その結果として音楽の質を高めようと試みたのである。

<sup>5</sup> *Ibid.* : 178-188.

<sup>6</sup> LE BAIL, Karine, 2015, « La musique sans ministère : de la Libération aux années 1960 », in. SAEZ (dir.) 2015, 21-29.

#### (4) その他「音楽政策萌芽期」において明らかになったこと

ヴィシー政権期（1940-44年）における失業対策委員会の調査・考察（2020年度、2021年度）  
本研究は、1940年新設の国家機関「失業対策委員会 le Commissariat à la Lutte contre le Chômage」（以下CLC）のヴィシー支部が主体的に結成・運営したオーケストラが、失業音楽家の生活保障・活動支援をしていたことに着目して史料調査を行った。その結果、次の点が新たに判明した。

1) CLC独自の芸術系錬成所は、国家管理の職業組織へと制度変更が試みられたうえ、最終的には別の組織委員会や芸術局に吸収・統合されたこと、2)失業音楽家を動員して芸術作品を上演することで、地方の住民に大きな衝撃と感動を与え、政権側が描く国民意識やモラルを普及させる「国民教育」の機会創出が期待されたこと、3)これらの手法はイタリア・ファシズムの文化統制手法と酷似したこと。そのため第四共和政期に制度の復活が妨げられた可能性が考えられる。

ヴィシー政権期（1940-44年）から第四共和政期（1946-58年）にかけての音楽制度の関係性の考察（2022年度、2023年度）

第四共和政期の芸術局（芸術・文学総局）の音楽政策に関しては先行研究がほとんど存在しないことが確認済みであるため、先述したフランス国立公文書館の史料を調査することで新たな知見を得ることを試みた。その結果、ヴィシー政権期にA.コルトーが計画し「職業音楽組織委員会」で実施した「職業音楽家認証制度」が、戦後少なくとも1957年までは継続していたことが、従来の研究では指摘されてこなかった新事実として判明した。

人民戦線内閣期（1936-38年）の対外音楽政策の考察（2022年度）

第三共和政期に限定して国内向けだけでなく外国向けの音楽政策についても先行研究を調査した結果、従来フランスの主な音楽政策機関と考えられていた芸術局（国民教育省）以上に、外務省が1936年以降に国外で積極的なフランス音楽宣伝政策に乗り出していたことが明らかになった。

#### 【得られた成果の国内外における位置づけとインパクト】

(1) ラジオ政策側（ラジオ局、情報省など）と音楽政策側（芸術局など）の間の連携は、従来その重要性にあまり注目されてこなかった。しかし本研究により、実はこうした連携が「音楽政策萌芽期」に試みられたこと（また短期間ではあるが実現したこと）が国内外で初めて見出された。これは、第五共和政初期に文化大臣マルロー及び音楽課責任者ランドスキが音楽政策を巡って関係省庁間の連携を試みた動きに影響を与えている可能性がある。

(2) 本研究が対象時期において初めて音楽政策のアクター及び音楽教育政策に着目した結果、ヴィシー政権期から第五共和政期にかけて「フランス音楽青年団（JMF）」という団体が政府の補助金を得て影響力のある活動を展開していたことを明らかにした。特に、国内での音楽教育活動のみならず、対外的にフランスの「文化的威光の発信」役を担っていた点は、国内外で初めての指摘であり、フランスの音楽政策の多面性を示唆する点で重要である。

(3) これまでヴィシー政権期のA.コルトーによる音楽制度改革（及び改革案）は、戦後の諸制度の変更に伴って断絶したと暗黙裡に捉えられていた。しかし本研究は、彼の制定した「職業音楽家認証制度」が第四共和政期まで、国立の音楽院・音楽学校における教授職の資格制度案は第五共和政期以降に、それぞれ継承されたことを国内外で初めて明らかにした。これらは音楽家の質保証に関する政策であり、フランス音楽政策史上看過できない重要な視点である。

#### 【今後の展望】

本研究におけるフランスの「音楽政策萌芽期」（1936-58年）には、時代によって主導的な国家機関、制度、アクター等を変えつつも、「文化的威光の発信」と「音楽家(知識人)の救済」という二つの政策目標が継承されていた系譜が明らかになった。今後は、音楽政策を巡って擁護すべき複数の価値観が多層的に存在したという仮定のうえで、今回検討しなかった政策目標についても系譜を検証していきたい。また今後は、国内向けの音楽政策に留まらず、外務省が関係する対外音楽政策（文化交流）についても調査を行い、国内向け政策と比較する必要があると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 田崎直美	4. 巻 42
2. 論文標題 M.ランドスキによるフランス初等・中等音楽教育改革(1966-77年)の一考察：ヴィシー政権期におけるA.コルトーの政策構想(1941年)との比較を交えて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 昭和音楽大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 35-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 田崎直美	4. 巻 41
2. 論文標題 フランス文化省「音楽課」とM.ランドスキの音楽政策(1966-74年)：ヴィシー政権期以降の政策との関係より	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 昭和音楽大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 34-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 田崎直美	4. 巻 12
2. 論文標題 フランス人民戦線政府からヴィシー政権前期にかけての音楽政策(1936-1942年)試論：連続性の観点より	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 音楽芸術マネジメント	6. 最初と最後の頁 41-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 田崎直美	4. 巻 23
2. 論文標題 ヴィシー期フランスの失業対策庁による音楽政策：音楽家のための錬成所の実態と変遷(1940-42年)を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 お茶の水音楽論集	6. 最初と最後の頁 103-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田崎直美	4. 巻 39
2. 論文標題 フランスの国営ラジオ放送音楽政策の場を巡って：人民戦線内閣期からヴィシー政権期にかけての制度の検証 (1936-44年)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 昭和音楽大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 61-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Naomi TAZAKI
2. 発表標題 Relief for unemployed musicians in Vichy France (1940-44): strategy of the Commissariat a la Lutte contre le Chomage and its orchestra
3. 学会等名 21st Quinquennial Congress of the International Musicological Society (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田崎直美
2. 発表標題 フランス第五共和政初期(1960-70年代)の初等・中等音楽教育改革の考察：ヴィシー政権期の音楽政策構想との比較より
3. 学会等名 日本音楽教育学会 第53回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田崎直美
2. 発表標題 1960年代前半フランスにおける対外文化政策の一考察：音楽分野での国際交流事業の特徴より
3. 学会等名 日本音楽芸術マネジメント学会 第15回春の研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田崎直美
2. 発表標題 戦争と音楽文化の歴史的関係：第二次世界大戦時のフランスの音楽界の事例より
3. 学会等名 日本音楽学会東日本支部 第77回特別研究会 (シンポジウム)「音楽と戦争：実体験する現在」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田崎直美
2. 発表標題 文化史・社会史と音楽学
3. 学会等名 日本音楽学会 西日本支部 第55回(通算406回)定例研究会 「大戦期欧米の音楽への新たなまなざし：文化・社会史としての音楽研究の可能性」(ラウンドテーブル)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Naomi TAZAKI
2. 発表標題 Cooperation for Propaganda: French Policies on Radio and Music in Different Institutions from the Popular Front to the Vichy Regime (1936-1944)
3. 学会等名 International conference: Transnational Perspectives on Music, Sound and (War) Propaganda (1914-1945) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Naomi Tazaki
2. 発表標題 The creation of “collectiveness”: the continuity of French music policy from the Popular Front (1936-38) to the first half of the Vichy era (1940-42)
3. 学会等名 The 11th International Conference on Cultural Policy Research (ICCPR 2020) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田崎直美
2. 発表標題 P. シェフェールと「若きフランス」：ヴィシー期フランス（1940-44年）における国策としての音楽活動
3. 学会等名 関西楽理研究会第178回例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Naomi TAZAKI
2. 発表標題 Shaping the memory of the German Occupation in France? the case of D. Milhaud 's Chateau du feu commissioned for the 10th anniversary of the liberation of concentration camps
3. 学会等名 Fifth Biennial Meeting of the International Musicological Society East Asia Regional Association (IMSEA) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 榎本泰子、田崎直美、他	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 304
3. 書名 上海フランス租界への招待：日仏中三か国の文化交流	

1. 著者名 田崎 直美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 アルテスパブリッシング	5. 総ページ数 352
3. 書名 抵抗と適応のポリトナリテ：ナチス占領下のフランス音楽	

1. 著者名 上垣豊、田崎直美、岡師宣忠、黒岩三恵、小山啓子、嶋中博章、竹中幸史、玉田敦子、田中佳、松嶋明男、東出加奈子、橋本周子、角田奈歩、原聖、谷口良生、須藤健太郎、福島都茂子、中村督	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 346
3. 書名 はじめて学ぶフランスの歴史と文化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

2022年3月27日オンライン・シンポジウム「上海フランス租界史の可能性：パリ・上海から日本へ」科学研究費基盤研究(B)「上海フランス租界を結節点とする日仏中三か国の文化交流史」(2020~2022年度、研究代表者：榎本泰子)に、コメンテーターとして登壇。本研究での知見をもとにコメントをした。  
[発表者；井口淳子、森本頼子、趙怡]

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関